月報私学

2020
4
VOL.268

学校法人富澤学園　山形城北高等学校は、1926年山形裁縫女学校として、富澤カネ先生により創設され、現在は特進科と普通科の２科４コースに、約1000名が在籍する男女共学校です。今年で創立94周年を迎えます。本学園内には、建学の精神「敬愛信」のもと、東北文教大学・東北文教大学短期大学部・東北文教大学付属幼稚園があり、山形県私学唯一の総合学園を形成しています。

写真提供　学校法人　富澤学園　山形城北高等学校（山形県山形市）

CONTENTS

- 令和元年度　私立大学等経常費補助金最終交付状況と配分方法の主な変更点 …… 2
- 令和２年度　電子証明書等の取り扱い …… 4
- 「令和２年度　学校法人基礎調査」のご案内 …… 5
- シリーズ学校訪問記～未来に向かって～第11回　地域社会のための実践的人材の育成 …… 6
- 大学ポートレートのご利用案内 …… 8
- 「ねんきん定期便」及び「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」の送付 …… 9
- 資格関係の報告内容の訂正／資格取得等の報告は加入者が所属する学校で報告してください …… 10
- 被扶養者認定の「国内居住」要件の追加／福島原発事故に伴う一部負担金免除の延長／平成30年7月豪雨で被災された人へ災害見舞金等の請求はお済みですか／人間ドック基準検査項目の取り扱いに注意してください／令和元年度第2回事務担当者連絡会の一部開催中止 …… 11
- 子ども医療費助成の届け出にご協力をお願いします／様式用紙等の請求方法／令和2年度団体信用生命保険料充当金率(住宅貸付)／加入者貸付の借受人に退職手当等を支給したとき …… 12
- 療養費･家族療養費の請求手続き／掛金等の期限内納付及び口座振替のお願い …… 13
- 令和２年度　ガーデンパレス共済業務課主催　各種説明会 …… 14
- 加入者貸付のご案内 …… 15
- 私学共済制度のあらまし …… 16
- INFORMATION …… 18
- 宿泊施設のご案内/融資事業のご案内 …… 20

日本私立学校振興･共済事業団

令和元年度 私立大学等経常費補助金 最終交付状況と配分方法の主な変更点

令和元年度私立大学等経常費補助金は、当初予算額、補正予算額の合計額３１７９億３７１３万１０００円（復興特別会計を含みます）のうち、３１６６億２７５７万２０００円を８６１校に対して交付しました。

このうち、一般補助は２７６０億２７３５万８０００円、特別補助は４０６億21万４０００円（復興特別会計を含みます）となっています（**表１・２**）。

表１　令和元年度 私立大学等経常費補助金交付状況

区分		学校法人数 総数（A）	学校法人数 交付法人 法人数（B）	学校法人数 交付法人 （B）/（A）	学校数 総数（C）	学校数 交付校 学校数（D）	学校数 交付校 （D）/（C）	補助金額 予算額	補助金額 交付決定額
				%			%	千円	千円
一般補助	大学	563	540	95.9	607	576	94.9	－	261,095,163
	短期大学	101	97	96.0	309	282	91.3	－	14,550,371
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	－	381,824
	計	665	638	95.9	919	861	93.7	271,177,000	276,027,358
特別補助	大学	563	518	92.0	607	548	90.3	－	37,895,519
	短期大学	101	90	89.1	309	266	86.1	－	2,695,341
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	－	9,354
	計	665	609	91.6	919	817	88.9	46,760,131	40,600,214
合計	大学	563	540	95.9	607	576	94.9	－	298,990,682
	短期大学	101	97	96.0	309	282	91.3	－	17,245,712
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	－	391,178
	計	665	638	95.9	919	861	93.7	317,937,131	316,627,572

表２　令和元年度 私立大学等経常費補助金特別補助交付状況

項目名	補助金額 対象（校）	補助金額 交付額（千円）
1　成長力強化に貢献する質の高い教育	433	5,045,919
2　社会人の組織的な受入れ	192	344,269
3　大学等の国際交流の基盤整備	369	5,434,244
4　大学院等の機能の高度化	650	17,964,747
5　経営強化等支援	48	997,278
6　授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実	728	9,986,525
7　東日本大震災からの復興支援(注1)	9	526,474
8　台風第19号、第20号及び第21号からの復興支援	74	300,758
特別補助計	817(注2)	40,600,214

（注１）復興特別会計にかかる項目　（注２）対象校の合計欄は実交付学校数

配分方法の主な変更点等は次のとおりです。

私立大学等改革総合支援事業

特色ある教育の推進や、産業界・他大学等との連携、地域におけるプラットフォームを通じた資源の集中化・共有など、役割や特色・強みの明確化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援する事業です。

令和元年度は、従前の五つのタイプを四つのタイプに再編し、タイプ３「地域社会への貢献」では〔地域連携型〕と〔プラットフォーム型〕に分類し支援しました。

元年度の選定校数は３１０校（実数）でした（**表３**）。

タイプ１「特色ある教育の展開」

教育の質向上に向けた特色ある教授・学習方法の展開を通じた教育機能の強化を促進する取り組みを支援します。元年度は、48点以上（89点満点）、１７８校が選定されました。

タイプ２「特色ある高度な研究の展開」

高度な研究を基軸とした特色化・機能強化を促進する取り組みを支援します。元年度は、22点以上（58点満点）、40校が選定されました。

タイプ３「地域社会への貢献」

〔地域連携型〕

地域の経済・社会、雇用、文化の発展に寄与する取り組みを支援します。元年度は、30点以上（54点満点）、55校が選定されました。

表３　私立大学等改革総合支援事業　選定状況

区分	大学 申請校数	大学 選定校数	大学 選定率	短大 申請校数	短大 選定校数	短大 選定率	高専 申請校数	高専 選定校数	申請校数計	選定校数計	選定率	得点（点） 満点	得点（点） 選定点
タイプ１【特色ある教育の展開】	397	131	33%	184	47	26%	2	0	583	178	31%	89	48
タイプ２【特色ある高度な研究の展開】	67	39	58%	7	1	14%	0	0	74	40	54%	58	22
タイプ３【地域社会への貢献】 地域連携型	180	47	26%	54	8	15%	0	0	234	55	24%	54	30
プラットフォーム型	144	102	71%	50	29	58%	1	0	195	131	67%	共通78(注) 個別50	共通48 個別17
タイプ４【社会実装の推進】	89	51	57%	10	1	10%	0	0	99	52	53%	60(注)	26
延べ数	877	370	42%	305	86	28%	3	0	1,185	456	38%	－	－
実数計	447	242	54%	203	68	33%	2	0	652	310	48%	－	－

（注）タイプ３プラットフォーム型共通設問及びタイプ４の満点は選定時加点項目を含む。

〔プラットフォーム型〕

大学間、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた大学改革の推進を支援します。元年度は、共通48点以上（78点満点）、個別17点以上（50点満点）、131校が選定されました。

タイプ4「社会実装の推進」

産業界と連携した社会実装の推進に向けた取り組みを支援します。元年度は、26点以上（60点満点）、52校が選定されました。

当該支援事業に選定された大学等については、一般補助及び特別補助において、次のとおり増額しました。

一般補助

「教育研究経常費」のうち「教員経費」及び「学生経費」の補助金算定額に19・1％を乗じた額について、2億5000万円を上限として増額しました。

特別補助

タイプごとの得点に応じた額を増額しました。

当該支援事業の詳細は、文部科学省ホームページ〔教育▼大学・大学院、専門教育▼私立学校の振興▼私学助成の充実▼大学等関連▼私立大学等改革総合支援事業〕をご覧ください。

一般補助

補助金の基準額の増額または減額に用いる増減率（教育条件に関すること、財政状況に関すること、情報の公表の実施状況に関すること、教育の質に係る客観的指標に関すること）において、次の4点について変更しました。

○入学定員充足率の取り扱い

入学定員のより厳格な管理及び学生確保に向けたより一層の努力を促す観点から、現行の「学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合（収容定員充足率）による増減率」に加え、「学部等ごとの入学定員に対する入学者数の割合（入学定員充足率）による増減率」を導入し、入学定員充足率が90～100％の場合に増額措置を実施しました（**表4**）。

表4　学部等ごとの入学定員充足率による増減率

入学定員充足率	100%～95%	94%～90%
増額割合	＋4%	＋2%

（注）医歯学部を除く。

○定員未充足の学部等に対する増減率の強化

「学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合」による増減率表において、定員未充足の学部等に対する減額を強化しました。

○情報の公表の実施状況による増減率の強化

「情報の公表の実施状況に関すること」のうち、「教育研究上の基礎的な情報」及び「修学上の情報等」の増減率において、積極的な情報の公表を促進するため、公表していない大学等について減額を強化しました。

また、「教育研究上の基礎的な情報」に「校舎等の耐震化率」及び「寄附行為、役員名簿」の公表に関する項目を追加しました。

なお、分かりやすく加工した情報等の公表に関する項目については廃止しました。

○教育の質に係る客観的指標による増減率の強化

平成30年度から導入した教育の質に係る客観的指標を見直すとともに増減率を強化しました。増減率プラス2％からマイナス2％の5段階をプラス5％からマイナス5％の11段階として、メリハリある資金配分を行いました。

また、「情報の公開」の設問において、大学教育の「アウトカム指標」として就職率をはじめとする進路実績などを公表している場合は、増額する措置を行いました。

特別補助

○特別補助の配分方法の見直し

特別補助に関する減額条件について見直し、次の(1)から(3)により特別補助の交付対象外または減額の措置を行いました。

(1)　次の①から③までのすべてに該当する場合、特別補助の交付対象外とします。また、①及び②に該当する場合は特別補助の50％を減額して交付しました。

①貸借対照表の運用資産から外部負債を差し引いた金額が直近の決算でマイナス

②事業活動収支計算書の「経常収支差額」が直近3か年の決算で連続マイナス

③直近3か年において連続して、収容定員充足率が80％未満

(2)　教育の質に係る客観的指標による増減率がマイナス3％からマイナス5％の大学等について、一部の補助項目を除く特別補助を減額して交付しました。

教育の質に係る客観的指標の増減率マイナス3％の大学等については25％を減額、増減率マイナス4％の大学等については50％を減額、増減率マイナス5％の大学等については75％を減額としました。

(3)　収容定員充足率（在籍学生数の収容定員に対する割合）が90％未満の大学

等について、一部の補助項目を除く特別補助を減額して交付しました（**表5**）。

表5　収容定員充足率による減額率

収容定員充足率＼地域	地方（注）	その他の地域
80%以上　90%未満	△ 5%	△10%
70%以上　80%未満	△10%	△20%
70%未満	△15%	△30%

（注）「地方」とは首都圏整備法に定める「既成市街地」あるいは「近郊整備地帯」、近畿圏整備法に定める「既成都市区域」あるいは「近郊整備区域」、中部圏開発整備法に定める「都市整備区域」、政令指定都市以外の地域をいう。

○社会人の組織的な受入れ

補助要件を厳格化するとともに取り組み項目を厳選し、リカレント教育の高度化に向けた社会人の受け入れ環境を整備する大学等に対し重点的に支援しました。

受け入れ人数に応じた支援を廃止し、「社会人の受入れ環境整備」において、「大学等で学んだ社会人の再雇用支援」、「実務家教員の登用等、産学が緊密に連携した実践的なコース等の設定」などの8項目のうち、大学は4項目以上（短期大学、高等専門学校は3項目以上）実施しており、一定数以上の社会人の受け入れを行っているうえで、受け入れた社会人がキャリアアップ（資格取得）、キャリアチェンジ（転職）につながった修了者数を公表している場合に、取り組みの数に応じた増額を行いました。

○大学等の国際交流の基盤整備

大学等の教育研究環境の国際化に向けて積極的な取り組みを進める大学等に対し重点的に支援しました。

補助要件の追加として、卒業生の進路状況の公表、留学生の出欠状況や成績等の把握、退学者や所在不明者の定期報告などをすべて行ったうえで、「シラバスの外国語化・公表」、「日本人学生の海外留学必修化」などの15項目のうち、6項目以上を実施して一定数以上を受け入れている場合に支援しました。

主な変更点は以上です。補助金の交付状況及び配分基準等については、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▼私立大学等経常費補助金〕をご覧ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部　補助金課
一般補助
☎03（3230）
7300～7302・7313
特別補助
☎03（3230）
7303～7305・7325
7308～7311・7326
私立大学等改革総合支援事業
☎03（3230）
7306～7308・7314
Eメール　hojokin@shigaku.go.jp

令和2年度 電子証明書等の取り扱い

●電子証明書等の取り扱い

私学事業団では、認証システム及び暗号化システムを導入し、セキュリティ対策を講じています。このシステムは、不正アクセス等により情報の流出や改ざんが起こらないよう、充分配慮したものとなっています。

そのため「基礎調査票e－マネージャ」等のシステムにアクセスするには、電子証明書とパスワード（以下「電子証明書等」といいます）が必要です。

電子証明書等の不適切な取り扱いによっては、情報の流出や改ざんにつながる可能性があることから、次の2点にご注意ください。

①電子証明書は、学校法人基礎調査等の業務を担当している責任者、あるいは責任者が許可した担当者の端末のみにインポートしてください。

②セキュリティを維持するために、電子証明書等については、適切な保管及び管理をお願いします。

●令和2年度電子証明書等の送付

電子証明書は、学校法人基礎調査の書類に同封し、学校法人へ送付します。

また、パスワードは、電子証明書とは別に送付します。

今回は、次の4種類の電子証明書を送付します。

◆親認証◆子認証（学校法人ポータルサイト閲覧用、私学情報提供システム用、寄付金システム用）

なお「基礎調査票e－マネージャ」用の子認証は送付しません。取得する場合は、親認証をインポートした端末から「基礎調査票e－マネージャ」にログイン後、画面上の操作によって子認証を発行してください。

「学校法人ポータルサイト」では「私学情報提供システム」や「基礎調査票e－マネージャ」等、学校法人が利用可能な情報システムの入口の他に、連絡掲示板やマニュアル等も掲載しています。ぜひご利用ください。

※　学校法人基礎調査における**「法人番号」**とは、**学校法人ごとに私学事業団私学振興事業本部で指定する6桁の番号**です。

「マイナンバー法」に基づき、国税庁が指定する13桁の法人番号とは関連はありません。

※　電子証明書等は1年間使用しますので、大切に保管してください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
システム管理室
☎03（3230）7283～7286
Eメール　system-k@shigaku.go.jp

助成業務

「令和2年度　学校法人基礎調査」のご案内

大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校を設置する学校法人を対象として「令和2年度　学校法人基礎調査」を実施します。

本調査により得られた情報は、私学事業団が行う経営相談、融資、補助金交付等の各種業務、私学団体による分析等、また、文部科学省による私学振興方策等の企画・立案及び予算要求のための資料として活用します。

本調査は、インターネットを利用した「基礎調査票ｅ－マネージャ」（以下「ｅ－マネージャ」といいます）により実施します。調査に関連するご案内は、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▼学校法人ポータルサイトへ（画面右上）〕に随時掲載しますので、ご参照ください（**下図**）。

「ｅ－マネージャ」を利用した提出

電子認証により「ｅ－マネージャ」にアクセスし、各調査項目にデータを入力し、提出してください。

なお、「操作マニュアル・入力要領」は、「ｅ－マネージャ連絡用掲示板」または「電子窓口」からダウンロードできますので、ご利用ください。

「ｅ－マネージャ」のメリット

①認証システム及び暗号化システムを導入しているため、情報のセキュリティ確保に充分配慮されています。

②複数の部署で同時に作業が可能です。

③インターネットによる提出のため、提出期限直前まで作業が可能です。

④「ｅ－マネージャ」をご利用の際にインポートした認証（親認証）により、学校経営のための分析資料出力や、『今日の私学財政』を閲覧することができる「私学情報提供システム」をご利用いただけます。

システム環境等により「ｅ－マネージャ」をご利用になれない場合は、私学情報室までご相談ください。

決算書のご提出をお願いします（大学法人～小学校法人の皆様へ）

本調査提出の際、令和元年度の「決算書（写）」、「独立監査人の監査報告書（写）」、「収益事業の決算書（写）」を各1部、私学情報室宛てに送付してください。

「独立監査人の監査報告書（写）」、「収益事業の決算書（写）」の提出漏れが多く見受けられますので、注意してください。

ご提供いただいた決算書は、基礎調査の財務関連数値の確認、統計分析資料作成における貴重な資料となっています。

なお、基礎調査同様、調査目的以外に使用することはありません。

また、補助金課へ提出されている場合でも、お手数ですが、別途私学情報室へも送付してください。

図　「ｅ－マネージャ」閲覧方法

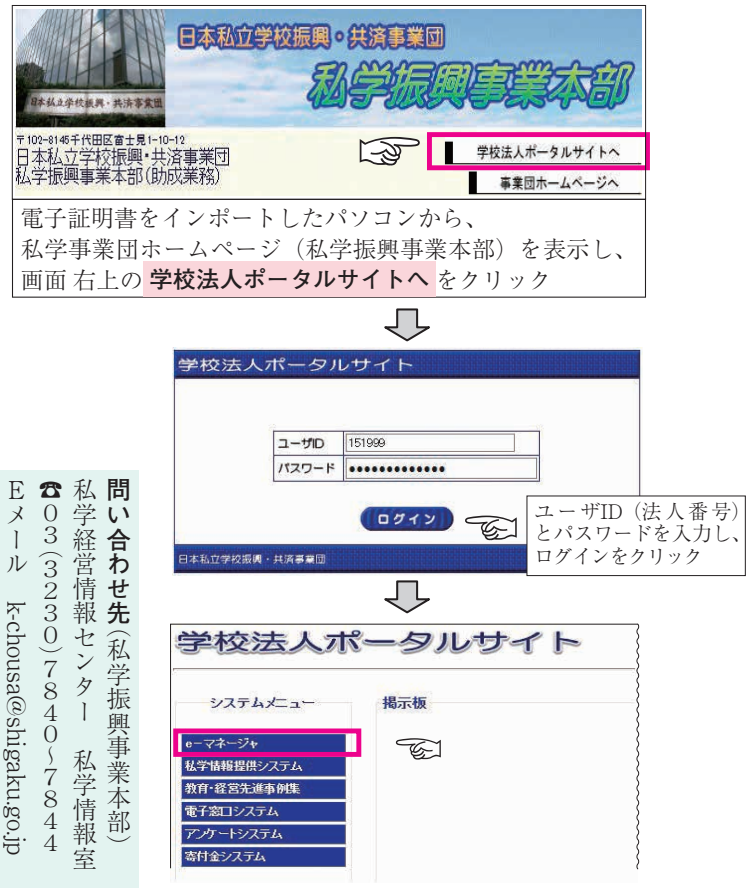

決算書送付先

〒102-8145
東京都千代田区富士見1-10-12
日本私立学校振興・共済事業団
私学情報室

大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人の皆様へ

大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人の皆様におかれましては、納付金調査にご協力いただき、ありがとうございました。引き続き、本調査へのご協力をよろしくお願いします。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター　私学情報室
☎03(3230)7840～7844
Eメール　k-chousa@shigaku.go.jp

シリーズ　学校訪問記～未来に向かって～　第11回

地域社会のための実践的人材の育成

中部大学

今回は、地域社会の発展と活性化のために、建学の精神に掲げる「あてになる人間」を育成している中部大学を取材しました。

～はじめに～

岐阜県南部から愛知県西部にかけて広がる濃尾平野に、愛知県春日井市は位置します。春日井市のＪＲ中央本線神領駅からスクールバスで約10分、市街地を見渡す丘に中部大学のキャンパスが現れます。

学校法人中部大学の前身である名古屋第一工学校は、昭和13年、名古屋市内に設立されました。建学の精神は、「不言実行、あてになる人間」です。

平成30年に創立80周年を迎え、現在では、大学院・大学・高等学校・中学校を擁する総合学園です。

中部大学は、昭和39年に、ここ春日井市で開学しました。以来、この地でワンキャンパス体制をとり、現在7学部を設置する総合大学です。また、国連が進めている「持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）」の中部地区の活動拠点校となっています。

中部大学キャンパスの全景

【春日井市との連携】

中部大学では、さまざまな社会活動に参画し、大学が保有する知的・物的資源を活用することによって、地域を中心とする社会の福利向上と発展に貢献することを社会貢献上の使命としています。このことから、春日井市と連携して、地域の活性化に取り組んでいます。

その具体例が、平成25年度から平成29年度まで文部科学省が推進する大学ＣＯＣ（Ｃｅｎｔｅｒ Ｏｆ Ｃｏｍｍｕｎｉｔｙ）事業の「地（知）の拠点整備事業」に採択された、「春日井市における世代間交流による地域活性化・学生共育事業」です。

この事業は、平成30年度以降も当大学独自で取り組む地域志向の教育研究活動として、中部大学ＣＯＣ推進センターを設置し、継続しています。

事業は次の6事業で、いずれも学生が地域との関わりを体験できるプログラムです。事業ごとに教職員で構成するワーキンググループを設け、活動を展開しています。

①報酬型インターンシップ ― 給料をもらってのインターンシップ（単位認定なし）

②コミュニティ情報ネットワーク ― 地域の人々に役立つ情報ネットワークの構築を目指す

③生活・住環境を考えるまちづくり ―地域の人々が安心して快適な生活を送るための研究を促進

④高齢者・学生交流Ｌｅａｒｎｉｎｇ Ｈｏｍｅｓｔａｙ ― 高蔵寺（こうぞうじ）ニュータウンの高齢化問題を解決するために高齢者宅に学生がホームステイ

⑤シニア大学 ― 高齢者のセカンドライフづくりに貢献

⑥キャンパスタウン化 ― 大学と高蔵寺ニュータウンが一体化し、広がる学びの場

教員はいずれかの事業を実施しようとするときは、学内のＣＯＣ推進委員会にその旨申請します。ここでの審議を経て、当大学におけるＣＯＣ事業プロジェクトに認定されるしくみです。

こうした形で、学生が地域と共に学び、共に育つ環境を整えています。

報酬型インターンシップについては、春日井商工会議所と協定を締結しています。学生は、商工会議所が提示した企業の中から希望する企業を選んで働き、報酬を得ます。企業には、将来の人材確保と地元での雇用促進という利点があります。

大学から望む春日井市の遠景

【地域創成メディエーターの育成】

当大学では、これら6事業と並行して、創造・協働・自立の精神を身に付けた「あてになる人間」として、学生を「地域創成メディエーター」に育成することにも力を注いでいます。メディエーターは、「仲介者」、「媒介者」を意味します。

地域創成メディエーターの資格を取

得するには、キャリア教育科目から1単位以上、特別課題教育科目、自分で選ぶ地域関連科目から各2単位以上、合計10単位以上の取得が必須です。また、課外体験として、6事業のうち、1事業以上に参加することを必須としています。学生には、春日井市の街全体がキャンパスとなります。

以上の要件を満たすと、学生は資格取得の申請ができます。最後の課題は、自分が学んだ知識や知恵を使って、地域が抱える問題を解決するためにいかに取り組み、地域に貢献したかのプレゼンテーションです。

資格審査には、ルーブリック評価を導入し、審査に受かれば、当大学認定の地域創成メディエーターの資格が付与されます。審査までの過程では、学生は教職員から適時助言を得ることができます。また、資格取得には何度でもチャレンジすることができます。

当大学のCOC事業の外部評価委員会において、委員の春日井商工会議所会頭から、地域創成メディエーターの育成は当大学の地域貢献事業の要であるとの見解が示されました。この事業への地域からの期待を感じます。

地域創成メディエーターの資格取得者数は、立ち上げ期間の平成26年度、平成27年度こそ一桁でしたが、本格実施となった平成28年度以降は100名を超えています。今後の取得者数は、毎年度100名から150名になると期待しています。資格取得までの道のりは、将来、学生が社会で生きる力につながるものと、当大学は考えています。

地域創成メディエーター学生発表会

【地域活性化リーダーの育成】

当大学には、地域に貢献する人材の育成事業がもう一つあります。「地域活性化リーダー」の育成です。

岐阜大学を代表校とした、当大学を含む岐阜県内、愛知県内の大学や企業等が協働するこの事業は、平成27年度に、文部科学省の大学COC+事業の大学連携取り組み「岐阜でステップ×岐阜にプラス 地域志向産業リーダーの協働育成」に採択されました。地域を活性化するリーダーの育成に加え、岐阜県への就職率を上げることも意図した事業です。

地域創成メディエーターは、春日井市を舞台に、主体性を持って課題解決の一歩を踏み出す学生を認定する資格です。一方、地域活性化リーダーは、岐阜県を通して地域の良さを知り、その特長を生かし、地域を牽引する次世代のリーダーとして、自ら考え、行動する力を身に付けた学生を認定する資格です。体験のフィールドは岐阜県で、地域志向、ふるさと志向の資格です。

資格取得を目指す学生は、正課で関連科目を3単位以上取得したうえで、年1回開催するPBL（Project Based Learning＝課題解決型学習）の「ぎふゼミ」に必ず参加します。その後、岐阜県内で実施する課外活動に5事業以上参加します。この事業への参加も必須です。「企業向け成果発表会」、「岐阜企業展」、「サマースクール」の3事業は全員参加、「企業見学会」、「企業現場教育」、「岐阜県へのインターンシップ」、「フィールド活動@ぎふ」へは選択参加です。

「サマースクール」（2泊3日の合宿形式）では、教職員参加のもと、地域の課題を参画大学の学生の視点で考えるグループワークを行います。

地域活性化リーダーの資格は、本格実施した平成30年度は15名が取得しました。地域創成メディエーターと比べると、資格の取得までに課される要件は厳しめなものと、当大学は考えています。

緒に就いたばかりの資格ですが、地域創成メディエーターとともに、当大学が期待を込める資格です。

PBL「ぎふゼミ」の様子

～取材を終えて～

今回の取材で、中部大学では教職協働に10年以上取り組んでいるとのお話を伺いました。教職協働が最近の話でないことに、当大学の先見性がうかがわれます。

地域のための実践的人材の育成のために教職員が一体となって学生を支援するしくみを整える。これが、地域の要請に応える人材を輩出する礎であると考えます。

丘の上のキャンパス、ここから学びの現場が一望できます。学生は地域に学び、地域に育ちます。街とキャンパスが一つになる。「あてになる人間」はここにいると感じました。

【取材】私学経営情報センター

「好き」とか「夢」で選ぶと受験もワクワクする

大学ポートレートのご利用案内

スマートフォン表示に対応

「大学ポートレート」（https://up-j.shigaku.go.jp/）について、大学・短期大学（以下「大学等」といいます）への進学を希望する高校生やその保護者の方、進路指導を担当される先生方に活用していただくために内容や利用方法をご案内します。

●「大学ポートレート」ってなに？

大学ポートレートとは、多種多様な大学等の個性・魅力を、高校生をはじめ広く社会一般に発信する場として作られた、国公私立共通のしくみです。

大学ポートレートの運用管理は、文部科学省の所管法人である独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構と私学事業団が行っています。また、掲載している情報は、参加する大学等が自ら入力した信頼できる情報です。

●大学等のホームページとの違いは？

大学等はホームページ上で、自校の教育や研究、学生支援などの魅力・強みをアピールし、個性あふれるさまざまな情報を発信しています。しかし、大学等ごとにホームページの作りが異なるため、知りたい情報にたどり着くまでに時間を要することがあります。

これに対して、大学ポートレートでは、国公立と私立がそれぞれの特長を生かしつつ、フォーマットを統一しているため、知りたい情報に速やかにアクセスすることができます。

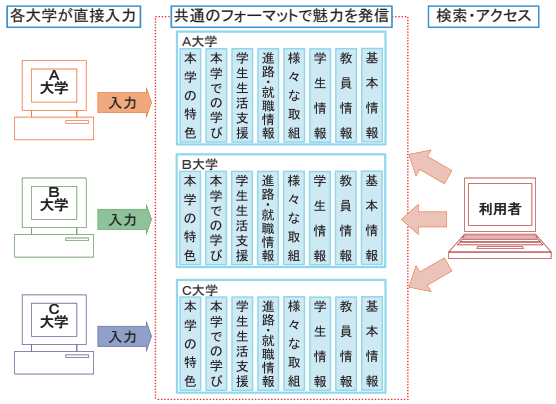

「大学ポートレート」のしくみ

また、学生数や授業料などを同じ基準で掲載しているため、複数の学校を同じ物差しで比べることができます。

●参加大学等はどれくらいあるの？

大学ポートレートへの参加は、各大学等の任意ですが、令和２年３月１日現在、１０５８校の国公私立の大学等が参加しています。

●どのような情報がみられるの？

大学ポートレートには入学者の受け入れ方針、学生数、学費、所在地などの基本情報はもちろん、私立大学等の建学の精神に基づいた多様な教育情報等を掲載しています。

このうち、各大学等の特色は、９種類の「特色の目的」に分類して、わかりやすくしています。また「アクティブラーニング」や「初年次教育」、「就職支援」、「学費負担の軽減」など、各大学等が実施している教育の「取組」を59種類に整理し、その実施の有無をはじめ、内容や目的等についても掲載しています。

これらを組み合わせ、私立学校ならではのさまざまな魅力・強みが大学ポートレート上で表現されています。

●どのような検索方法があるの？

【目的別検索】

学校名・学部等名、所在地、学校の種類、取得可能な資格、学問領域などを条件として検索する方法です。

【フリーワード検索】

高校生が、興味のあることや学びたいこと、将来なりたい職業などのキーワードを入力して検索する方法です。

●他の情報検索サイトとの違いは？

大学ポートレートは、全国の９割を超える大学等が参加しています。また各大学等が自ら「特色」や「取組」などの情報をコンパクトに整理したサイトであり、それらを容易に検索することができます。

ぜひ、**進路選択支援の新たなツールの一つとして、「大学ポートレート」をご活用ください。**

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター　私学情報室
☎０３（３２３０）７８５２～７８５４
Ｅメール　portrait@shigaku.go.jp

◆リーフレットのご案内

「大学ポートレート」のご利用に当たり、詳細を記載したリーフレットを作成しています。

下記ＵＲＬに掲載していますので、ぜひご活用ください。

①

②

③

①国公私立共通のリーフレット（全２頁）
https://portraits.niad.ac.jp/images/flyer.pdf

②私学のリーフレット（高校生・保護者の方へ）（全２頁）
https://www.shigaku.go.jp/files/p_usage_leaflet.pdf

③私学のリーフレット（進路指導のご担当の方へ）（全４頁）
https://www.shigaku.go.jp/files/p_usage_pamphlet.pdf

「ねんきん定期便」及び「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」の送付

広報相談センター　相談班

ねんきん定期便

年金加入記録を確認していただくことを目的として、学校法人等を通して加入者の各年齢到達月に送付しています。通知等が届きましたら対象者に配付をお願いします。

●「ねんきん定期便」の種類

1　毎年通知（50歳未満と50歳以上の2種類）

直近13か月の標準報酬月額、標準賞与額、保険料納付額、加入月数及び年金見込額（※）を記載

2　節目年齢通知（35・45歳と59歳の2種類）

過去のすべての標準報酬月額、標準賞与額、保険料納付額、経歴等、加入月数及び年金見込額（※）を記載

※年金見込額

(1) 50歳未満

これまでの加入実績に応じた額

(2) 50歳以上

現在の加入条件で60歳まで加入したものと仮定した額

「ねんきん定期便」には、見方を記載したパンフレットを同封しています。併せてご覧いただくよう加入者に案内してください。

パンフレットの見本は、私学共済ホームページ〔年金等給付▼年金等給付の概要▼「ねんきん定期便」の送付〕に掲載しています。

●よくある質問

Q1　「ねんきん定期便」に老齢年金の見込額が記載されていません。

A1　年金見込額が記載されていない場合は、次の理由が考えられます。

50歳以上

・年金受給権発生年齢に達している
・年金を繰上げ受給している
・受給資格期間120月に達していない

50歳以上・50歳未満共通

・過去の加入期間に重複している記録がある
・私学共済制度加入前における厚生年金保険の資格喪失が未確認である

右記の理由に当てはまらない場合は、私学事業団にお問い合わせください。

Q2　5月1日生まれの加入者の年齢到達月は何月ですか。「ねんきん定期便」はいつ届きますか。

A2　誕生日の前日が年齢到達日になります。よって、5月1日生まれの人は4月が年齢到達月になりますので、4月上旬に送付します。

Q3　51歳の加入者から「ねんきん定期便」に記載のある年金額は、必ず受け取ることのできる金額かと聞かれましたが、どのように回答すればよいですか。

A3　50歳以上の場合は、現在の年金制度への加入状況（現在の標準報酬月額）が60歳まで継続したものと仮定して老齢年金の見込額を算出しています。今後の制度改正や本人の加入状況（標準報酬月額等の増額・減額・退職等）により変化しますので、必ず受け取ることのできる金額ではありません。おおよその目安として参考にしていただくよう回答してください。

Q4　前月末で退職した人の「ねんきん定期便」が、学校法人等に送付されてきました。

A4　「ねんきん定期便」は送付月の前月に作成するため、資格喪失処理前に作成された場合は、在職者として学校法人等に送付します。お手数ですが、退職者に送付していただくか、本事業団に返送してください。

Q5　学校法人等を退職した後も「ねんきん定期便」は送付されますか。

A5　「ねんきん定期便」は、私立学校を退職した後は、本人が加入している公的年金制度の実施機関から、年齢到達月に自宅宛てに送付されます。他の実施機関から送付された「ねんきん定期便」にも、本事業団の加入経歴が記載されますので、確認するよう案内してください。

退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知

退職等年金給付の払い込み実績にかかる付与額と利息の合計額及び明細等をお知らせするものです。「ねんきん定期便」の節目年齢通知に併せて送付しています。

●対象者

節目年齢の4か月前の加入記録を基に、引き続く加入者期間が1年以上となる人を送付対象としています。

●通知内容

・退職等年金給付加入期間（月数）
・付与額累計額
・利息の累計額
・付与額と利息の累計額
・加入期間各月の明細（標準報酬月額・標準賞与額・付与額・利息・付与額と利息の合計額など）

●送付方法

・在職者は「ねんきん定期便」に同封し、学校法人等宛てに送付します。
・退職者（元加入者）は自宅宛てに送付します。

加入者証等や確認通知書の内容を確認してください

資格関係の報告内容の訂正

業務部　資格課

加入者証や加入者被扶養者証、確認通知書が届いたときは、すぐに記載内容を確認してください。氏名や生年月日が誤った加入者証等は、医療機関等で使用できない可能性があります。また、報告した報酬が誤っていると、掛金等や給付の額にも影響が出ます。報告内容の誤りが判明した場合は、速やかに訂正や取り消しの手続きをしてください。

訂正や取り消しの事例別・報告書一覧

報告書の記入方法、記入例は、報告書の裏面又は私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕の記入例を確認してください。

訂正等の内容	報告書名
資格取得報告や所属学校等変更報告を取り消すとき	資格取得報告等の取下げ申出書 DL ※所属学校等変更の取り消しは、後任校から提出してください。
資格喪失報告を取り消すとき	資格喪失報告の取下げ申出書 DL
資格取得日、資格喪失日、喪失事由を訂正するとき	加入者資格取得日・喪失日等訂正申出書 DL
加入者の生年月日、性別、氏名、住所を変更又は訂正するとき	加入者異動報告書 DL
被扶養者の生年月日、性別、氏名、続柄を変更又は訂正するとき	被扶養者異動報告書 DL
被扶養者の認定年月日や取消年月日、取消事由を訂正するとき	被扶養者認定日・取消日等訂正申出書 ※資格課へ連絡してください。
被扶養者の認定や被扶養者の取り消しを取り下げるとき	被扶養者認定・取消申請の取下げ申出書 ※資格課へ連絡してください。
資格取得時の報酬、定時決定（標準報酬基礎届書）、標準報酬月額改定届書の報酬月額を訂正するとき	報酬月額訂正申出書 DL
加入者の賞与等支給報告の誤りを訂正するとき	賞与等訂正申出書 DL
基礎年金番号の報告を訂正するとき	基礎年金番号の報告の訂正（任意の書式で依頼） ※加入者番号、氏名、生年月日、正しい基礎年金番号を記入し、基礎年金番号通知書等、基礎年金番号が確認できる書類の写しを添付して提出してください。
マイナンバーの報告を訂正するとき、外国居住等でマイナンバー未取得の人が帰国（来日）で取得し報告するとき	マイナンバー更新連絡票 DL

訂正や取り消し報告の注意事項

(1)　訂正の手続きが相当期間遅れている場合や訂正の理由によっては、遅延理由書や事実確認のための書類を提出していただく場合があります。

(2)　加入者証等の記載事項に関する訂正については、訂正処理後に正しい加入者証等を交付します。訂正前の加入者証等は学校法人等で回収し、私学事業団に返納してください。

(3)　加入者住所を変更・訂正しても新しい加入者証等は発行しません。使用中の加入者証等の住所欄を加入者自身で修正・変更してください。

資格取得等の報告は加入者が所属する学校で報告してください

業務部　資格課

私学共済制度では、加入者の記録を所属する学校ごとに管理して加入者番号を付番しています。

採用や配属の際に報告する「資格取得報告書 DL」や「所属学校等変更報告書 DL」は、必ず加入者が実際に勤務している学校の所属として報告してください。特に、同一法人で複数の学校があるときは、所属に誤りのないよう注意してください。

●都道府県補助金と所属学校

都道府県から加入者保険料に対する補助金を受けていますが、この補助金は、都道府県によって対象となる学種の条件や補助率が違います。また、保育事業を併設する幼稚園や認定こども園など、同じ学種でも補助金に違いがある場合もあります。

学校法人等から提出された「資格取得報告書 DL」等に基づいて決定した所属学校と、実際に勤務実態のある学校が相違していることが判明した場合、補助金に影響を及ぼし、都道府県等から指導を受けることがあります。

報告内容を確認し、誤りがあれば、速やかに訂正等の手続きをしてください（上記参照）。

※DLマークが付いている用紙は、私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕からダウンロードできます。

被扶養者認定の「国内居住」要件の追加

業務部　資格課

令和2年4月1日より、被扶養者の要件として「国内居住である（日本に住民票がある）こと」が追加されました。

●国内居住要件の例外

海外に居住していても、次の場合は例外として被扶養者になります。

- 外国に留学する
- 加入者の海外赴任に同行する
- 観光・保養・ボランティア等就労以外の目的で一時的に海外渡航する
- 加入者の海外赴任中に当該加入者と身分関係が生じた（婚姻・出生）

海外に居住している被扶養者がいるときは、国内居住要件の例外に該当するか確認し、手続きをお願いします。

●手続き方法

例外として被扶養者になる人

→「被扶養者国内居住例外該当・不該当届出書DL」（以下「例外届DL」といいます）に確認書類を添えて提出

例外に該当せず国内居住要件を欠く人

→「被扶養者取消申請書DL」を提出

4月以降は、国内居住を確認するため「被扶養者認定申請書」に**被扶養者となる人の住所とマイナンバーを必ず記入**してください（記入がないと返送する場合があります）。また、例外となる人を被扶養者認定申請するときは、続柄等を証する書類や生計維持関係の確認書類の他に、「例外届DL」と例外確認書類を添付してください。なお、海外居住の被扶養配偶者は、国民年金第3号についても届け出が必要です。

詳しくは、私学共済ホームページ〔加入者資格と掛金等▼被扶養者とは▼被扶養者の国内居住要件〕を参照してください。

福島原発事故に伴う一部負担金免除の延長

業務部　短期給付課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における、加入者及び被扶養者の一部負担金免除を**令和2年3月1日以後も引き続き行います。**

免除を受けることができる期限

⬇3年2月28日まで

●免除対象者

帰還困難区域等及び上位所得層（※）を除く旧避難指示区域等・旧居住制限区域等に居住する（していた）加入者等

※上位所得層…標準報酬月額が53万円以上に該当する加入者

●免除要件や申請手続き

詳細は、私学共済ホームページ〔きょうさいトピックス〕を参照していただくか、短期給付課までお問い合わせください。

平成30年7月豪雨で被災された人へ災害見舞金等の請求はお済みですか

業務部　短期給付課

平成30年7月豪雨により被災したときの災害見舞金等の請求期限は、時効により、**令和2年7月6日まで（私学事業団必着）**となります。

まだ給付金を請求していない加入者がいる場合は、時効によって受給権が消滅しますので、急いで請求手続きをしてください。

添付書類等がそろわないなど、請求が遅れる事情があるときは、請求期限が到来する前に短期給付課に相談してください。

被災した人への主な給付金

- 非常災害により住居又は家財が3分の1以上損失・滅失したとき
  →**災害見舞金＋付加金**を支給
- 非常災害により住居又は家財が5分の1以上3分の1未満損失・滅失したとき
  →**災害見舞金付加金**を支給
- 非常災害により加入者が死亡したとき
  →**弔慰金**（遺族がいる場合のみ）と**埋葬料＋付加金**を支給
- 非常災害により被扶養者が死亡したとき
  →**家族弔慰金**と**家族埋葬料＋付加金**を支給

人間ドック基準検査項目の取り扱いに注意してください（新型コロナウイルス感染症対応）

福祉部　保健課

人間ドックを実施する健診施設において、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、基準検査項目である「呼吸機能検査」を取りやめていることがあります。この場合は、当分の間、当該検査が未実施であっても補助対象の人間ドックとして取り扱います。

人間ドック利用費用補助の詳細は、私学共済ホームページ〔福祉事業▼健康管理に役立つ▼人間ドックの利用費用補助〕をご覧ください。

令和元年度第2回事務担当者連絡会の一部開催中止（おわび）

広報相談センター　相談班

新型コロナウイルス感染症にかかる政府の基本方針等を受け、令和2年2月26～28日に予定していた令和元年度第2回事務担当者連絡会は開催を中止しました。対象地域の学校法人等の皆様におかれましては、多大なご迷惑をおかけしましたことをおわびいたします。

テキストは私学共済ホームページ〔事務担当者用ページ〕に掲載していますのでご覧ください。

子ども医療費助成の届け出にご協力をお願いします

業務部　短期給付課

被扶養者である子が地方自治体（市区町村）の「子ども医療費助成」の対象となっている場合は、家族療養費付加金等と調整されますので、私学事業団に連絡してください。

私学共済制度では、医療費の自己負担を軽減するため、医療機関等の窓口負担が一定額以上になったときに、被扶養者の場合は家族療養費付加金及び高額療養費等の給付金を支給しています。

一方で、私学共済制度とは別に、加入者等が住んでいる市区町村によって、それぞれに定める条件を満たしている子に対して「子ども医療費助成」を実施し、自己負担額の免除又は軽減を行っている場合があります。

本事業団は、医療機関等から提出される診療報酬明細書（自己負担額以外の医療費の請求書）に基づき受診した人の自己負担額や給付金の計算を行っています。しかしながら、診療報酬明細書から「子ども医療費助成」を利用して窓口の自己負担額が免除又は軽減されている情報を確認できないことがあります。このため、**家族療養費付加金等の給付金を誤って支給し、後日、給付金の返還をお願いする事象が多く見受けられます。**

誤った支給を防ぐため、皆様からの届け出により「子ども医療費助成」の適用情報をあらかじめ登録し、本事業団が支給する給付金との調整が行えるようにしています。

ついては、被扶養者である子が「子ども医療費助成」の適用を受け、医療機関等の窓口で医療費の自己負担額が免除又は軽減される場合は、本事業団に電話又は「医療費助成資格（登録・終了・変更・更新）届書DL」等で連絡してください。

●届け出が不要な場合もあります

市区町村によっては、「子ども医療費助成」の適用を受けていても、一旦は医療機関等の窓口で自己負担額を支払ったうえで、市区町村の窓口で手続きをする必要があります。この場合は市区町村が本事業団からの給付金との調整を行いますので、届け出は必要ありません。

また、医療機関等から提出される診療報酬明細書に「子ども医療費助成」の情報を記載する市区町村もあります。この場合も、届け出は必要ありません。

届け出が必要かどうかの詳細は、私学共済ホームページ〔短期給付（健康保険）▼病気やケガをした▼医療費負担の軽減▼市区町村等の医療費助成を受けているとき〕を参照してください。

様式用紙等の請求方法

広報相談センター　相談班

●ホームページからのダウンロード

私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕では、内容（分類）別、用紙名（あいうえお順）の2通りの方法で検索できます。また、一部のダウンロードできない用紙は、FAX請求用フォームの利用や電話でのお問い合わせ先を案内しています。

●請求専用FAXでの請求

FAX請求用フォームを利用するか、任意の用紙に①学校名　②学校記号番号　③郵便番号・送付先住所　④連絡先電話番号　⑤担当者名　⑥用紙名（様式番号不要）　⑦必要枚数を明記し、送信してください。

なお、様式用紙等は、必要の都度、**使用する枚数のみ**請求してください。

請求先		様式用紙等の請求専用FAX
共済業務課	札幌ガーデンパレス	011(222)6311
	仙台ガーデンパレス	022(299)6296
	名古屋ガーデンパレス	052(957)1387
	大阪ガーデンパレス	06(6393)9728
	広島ガーデンパレス	082(262)1134
	福岡ガーデンパレス	092(713)3581
広報相談センター相談班		03(3813)1081

令和2年度団体信用生命保険料充当金率（住宅貸付）

福祉部　貸付課

加入者が負担する令和2年度の団体信用生命保険料充当金率は、元年度と同じ貸付残高1万円につき3円48銭となりました。

団体信用生命保険に加入している借受人の所属する学校法人等には、3月13日（金）に個人別の「保険料充当金変更通知書」（元年度末の貸付残高を基に算出した充当金額）を発送しましたので確認してください。

加入者貸付の借受人に退職手当等を支給したとき

福祉部　貸付課

住宅貸付の借受人に退職手当等を支給したときは、加入者資格を喪失しない場合であっても、住宅貸付の未償還元利金を退職手当等から控除し、即時償還しなければなりません。

必ず学校法人等で「退職手当支給証明書（支給予定報告書）DL」を作成し、提出してください。

住宅貸付以外の借受人に退職手当等が支給され、加入者資格を喪失しない場合は、将来の負担を軽減するためにも、任意償還を検討してください。

療養費・家族療養費の請求手続き

業務部　短期給付課

職務上や通勤災害によらない病気やケガで医療機関等を受診したときは、加入者証等を使って現物給付（療養の給付等）を受けると、医療機関等の窓口での自己負担額は、原則3割となります。

ただし、加入者や被扶養者が**表**のようなやむを得ない事情により保険診療を受けることができず、医療費等の全額を支払った場合は、療養費又は家族療養費として請求することができます。

特に4月は、新規に資格取得する加入者や、被扶養者の認定を受ける人が多く、**表**の事由による療養費・家族療養費の請求が例年多く発生しています。

請求には、手続き方法や必要な添付書類などに注意してください。

●請求手続き

療養費又は家族療養費は、学校法人等を通して請求してください。請求後1か月程度で学校法人等を通して通知及び送金します。請求に必要な書類は次のとおりです。

・**「療養費・家族療養費等請求書**DL**」（すべての給付事由に共通の請求用紙です）**

・**給付事由に応じた表の添付書類**

詳細は、事務の手引、私学共済ホームページ等を参照してください。

表　お問い合わせの多い給付事由

	給付事由	添付書類
年度初めに多い問い合わせ	資格取得手続き中や、被扶養者認定申請手続き中により加入者証等が手元になく、やむを得ず医療機関等の窓口で一旦医療費を全額支払ったとき	• 「診療報酬（医科・歯科・調剤）領収済証明書 DL」 又は • 「診療報酬明細書（レセプト）の写し」 • 医療機関等が発行した「領収書（原本）」
	以前加入していた健康保険組合等の保険証を誤って使用したため、以前の健康保険組合等から返還を求められ、これに応じて支払ったとき	• 以前の健康保険組合等に返還した際の「領収書（原本）」 • 以前の健康保険組合等から交付された「診療報酬明細書（レセプト）の写し」 ➡「診療報酬明細書（レセプト）の写し」は、開封厳禁の封筒に入った状態で交付されますので、開封せずに添付してください。
その他よくある問い合わせ	医師の指示により治療用装具（コルセット・関節用装具・小児弱視用治療用眼鏡・弾性着衣等）を作製・購入したとき	• 治療上必要と認めた医師の「意見書」又は「指示書」等 • 治療用装具を購入した際に発行された「領収書（原本）」 ➡装具の種類、単価、担当した義肢装具士名等の記載があるもの。 • 靴型の治療用装具を購入した場合のみ、「靴型装具写真貼付台紙 DL」 ➡作製した靴型装具の写真を撮影し、台紙に貼り付けて添付してください。
	はり・きゅう・マッサージの施術を受けたとき	• 当該施術を必要とする医師の「同意書」 • 「療養費支給申請書」 ➡施術の内容、施術日、１回あたりの施術料等の記載及び領収印があるもの。領収印がない場合は、「領収書（原本）」の添付が必要です。
	旅行等で海外に滞在した際に、医療機関等を受診したとき （治療目的で渡航した場合は対象外）	• 「海外診療報酬（医科・歯科）明細書 DL」及び翻訳文 ➡医療機関等による記載及び証明が必要です。渡航の際にはあらかじめ用紙をダウンロードし、持参することをお勧めします。 • 「外国診療記録書 DL」 • パスポートの写し又は出入国証明書等、受診者の氏名や治療を受けた国への渡航記録が確認できるもの • 「調査に関わる同意書（海外療養費）DL」 ➡提出された書類に基づき、受診した医療機関等に確認を行う場合があります。

●注意事項

・「療養費・家族療養費等請求書 DL」は、受診者、受診月（暦月ごと）及び医療機関等ごとに作成してください。

・必要に応じて上記以外の添付書類の提出をお願いすることがあります。

掛金等の期限内納付及び口座振替のお願い

業務部　掛金課・福祉部　貸付課

学校法人等は、毎月の掛金等を翌月末日までに私学事業団に納付することが法令で定められています。また、掛金等は税金と同様の取り扱いとなることから、万一、納期限を過ぎて納付した場合は、延滞金の負担が生じることがあります。掛金等は納期限までに納付してください。

また、毎月の掛金等の納付及び貸付金の定期償還は、口座振替（自動引き落とし）を利用してください。安全、確実かつ大変便利で手数料はかかりません。納付忘れ等の心配もなく、金融機関の窓口で納付する際に提示が必要な法人等本人確認書類が不要となり、学校法人等の事務負担の軽減につながります。

「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」（掛金等と貸付金の定期償還は別用紙）は、本事業団又は各共済業務課までFAXで請求してください。

令和2年度 ガーデンパレス共済業務課主催 各種説明会

広報相談センター　相談班

ガーデンパレス共済業務課（京都ガーデンパレスを除きます）では、地域の加入者や事務担当者の皆様のために各種説明会を開催しています。

参加費は無料となっていますので、ぜひ利用してください。

加入者向け説明会

知って得する共済制度を学べます

内容

加入者の日々の生活を支える共済制度について説明します。病気やケガをしたときの給付や老後の生活を支える年金のしくみを始め、人間ドック利用費用補助や各種補助券の利用方法など加入者に役立つ情報をお知らせします。

新しく加入した人から改めて共済制度を詳しく知りたい人まで、幅広くご参加いただけます。

参加対象者

加入者及び事務担当者

開催日程・申し込み方法

各共済業務課発行のブロック広報誌又は私学共済ホームページ〔きょうさいトピックス〕を参照していただくか、各共済業務課までお問い合わせください（下表を参照）。

年金説明会

将来に備えて 年金制度を知りましょう

内容

退職後の生活を支える年金制度について説明します。

「年金っていつからもらえるの？」「どのような手続きをすればいいの？」など、基本的な内容から説明しますので、年金のことがまったく分からない人でも安心して参加していただけます。

担当者と個別に面談する「個別方式」と、スクール形式で行う「説明会方式」を開催しています。

※遺族厚生年金、障害厚生年金は、対象ではありません。

参加対象者

加入者及びその家族、事務担当者

開催日程・申し込み方法

各共済業務課発行のブロック広報誌又は私学共済ホームページ〔きょうさいトピックス〕を参照していただくか、各共済業務課までお問い合わせください（下表を参照）。

地域事務担当者向け説明会

すぐに役立つ共済事務を学べます

内容

私学共済の事務にかかる基本的な内容や手続きについて、事例を挙げて説明します。毎年必ず行う事務手続きや質問の多い事項など、テーマを絞った内容で2時間程度行います。

日々の共済事務の一助として、ぜひ参加してください。

参加対象者

事務担当者

開催日程・申し込み方法

説明会を開催する地区の学校法人等に開催案内を別途送付します。開催案内に同封の「地域事務担当者向け説明会参加申込書」に参加者を記入のうえ、各共済業務課まで郵送によりお申し込みください。

年金説明会　福岡会場

ブロック名	担当都道府県	ガーデンパレス名	電話番号（直通）	ブロック広報誌
北海道	北海道	札幌ガーデンパレス 共済業務課	011（222）6234	きらら
東北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	仙台ガーデンパレス 共済業務課	022（299）6231	ハーモニー
関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨	東京ガーデンパレス 共済業務課	03（3812）2577	Promenade
中部	富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重	名古屋ガーデンパレス 共済業務課	052（957）1388	すこやか
近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	大阪ガーデンパレス 共済業務課	06（6393）9701	Present
中国 四国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知	広島ガーデンパレス 共済業務課	082（262）1134	SunSunニュース
九州 沖縄	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	福岡ガーデンパレス 共済業務課	092（752）0651	そよ風

加入者貸付のご案内

福祉部　貸付課

加入者貸付は、加入者が臨時に資金を必要とするときにその資金を貸し付ける制度です。

加入者貸付制度の概要

貸付利率：変動金利　年 1.26%（災害貸付は年 1.00%）
※令和２年４月１日現在

貸付種類と金額：**一般貸付、結婚貸付、災害貸付、医療・介護貸付**
（標準報酬月額の６か月相当額の範囲内
上限 200 万円）
教育貸付（標準報酬月額の 12 か月相当額の範囲内
上限 500 万円）
住宅貸付（申し込み時点での退職手当金額
＋上乗せ額の範囲内　上限 2,000 万円）

団体信用生命保険の加入をお勧めします

住宅貸付の申し込みと同時に「団体信用生命保険」へ加入すると、償還途中に死亡又は高度障害になった場合に、住宅貸付の貸付金残高が保険金として支払われる制度です。加入を希望する際は「だんしん告知書DL」を申込書類等に同封してください。なお、別途、加入者負担の保険料充当金が必要です。

貸付償還：借り受けた月から毎月の返済（元利均等償還）となります。学校法人等は定期償還額を給与等から控除して私学事業団に払い込んでください。**貸付けの定期償還には口座振替をお勧めします（本誌 13 頁参照）**。また、償還途中の申し出により、貸付金額の全部又は一部を任意に償還することが可能です。

償還の確実性：退職時までに全額償還できる見込みがあることを確認してください。加入者貸付以外の他の借入金や高額な貸付けにより生活に深刻な影響を及ぼすことがないよう、加入者に説明してください。

申し込みの流れ

事務担当者は、貸付け申し込み時に以下のことを確認してください。

貸付け申し込み資格要件を満たしていますか？

加入者期間が引き続き１年以上ある加入者（住宅貸付は、年金等給付の加入者期間が引き続き５年以上ある加入者）ですか。

→ いいえ：加入者に申し込みができない旨を説明してください。

はい ↓

申込書類等に加入者が記入した内容は正しいですか？

- ✔ 代筆・未記入等はありませんか。
- ✔ 償還早見表に記載の償還額・償還回数となっていますか。
- ✔ 押印する印鑑は、スタンプ印を使用していませんか。
- ✔ 訂正箇所の訂正印が加入者申込印と同じ印鑑ですか。

→ いいえ：加入者に訂正を依頼し、訂正箇所を再度確認してください。
← 確認済

はい ↓

必要な添付書類がそろっていますか？

一般貸付以外は、「貸付申込書DL」「借用証書DL」の他に添付書類が必要となります（詳細は「事務の手引 令和元年版」の893頁以降を参照してください）。

特に教育貸付の場合は、次の添付書類が必要です。

- 入学すること（合格通知書の写し）又は在学していること（在学証明書の原本又は有効期限の記載のある学生証の写し）を証明する書類
- 申込金額が200万円を超える場合（借り換えを含みます）は、おおむね１学年以内の必要とする額（貸付送金額以上の額）を証明する書類
- 留学の場合は、修学内容及び修学期間が通算して６か月以上ある証明書（すべての添付書類に和訳文が必要です）

→ いいえ：不足している添付書類を加入者から提出してもらい、添付書類を再度確認してください。
← 確認済

はい ↓

申込書類等の学校法人等証明欄に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ締め切り日までに本事業団に提出してください。

- 申込締め切りは**毎月15日（必着）**で、送金日は翌月２日となります。
- 毎月16日から月末までに申し込んだ場合、希望により翌月22日の送金も可能です。
  ただし、希望する場合は「貸付申込書DL」の**貸付送金日欄の「22日」を○印で囲んで**ください。
  また、22日送金の貸付決定者の初回（償還期別第１期）定期償還は、貸付決定通知に同封の払込取扱票により、**貸付金の入金を確認し（送金日以降）、償還期限日（毎月６日）までに学校法人等が払い込んでください。**

年金等給付事業

老齢厚生年金

退職後や老後の生活の安定のため、全国民共通の「老齢基礎年金（国民年金）」の上乗せとして支給されます。
老齢厚生年金は、下表の年齢に応じて支給が開始されます。ただし、在職中は原則として支給停止されます。

生年月日	老齢厚生年金の支給開始年齢
昭和28年４月２日～昭和30年４月１日	61歳
昭和30年４月２日～昭和32年４月１日	62歳
昭和32年４月２日～昭和34年４月１日	63歳
昭和34年４月２日～昭和36年４月１日	64歳
昭和36年４月２日以後	65歳

障害厚生年金

加入期間中に初診日がある病気やケガで障害の状態になったときに、その生活を補てんするための給付です。
障害認定日（原則初診日から１年６か月後）に障害等級が１～３級（※）に該当する場合に支給されます。在職中も支給されます。
※障害者手帳の等級と必ずしも一致するものではありません。

遺族厚生年金

加入者又は加入者であった人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた遺族の生活保障として支給されます。遺族の順位は、①配偶者、子　②父母　③孫　④祖父母となっています。

※他にも日本国籍を有さない人に対する**脱退一時金**があります。

退職等年金給付

被用者年金制度の一元化により、共済年金の職域部分の年金は廃止されました。「退職等年金給付」がそれにかわる給付です。「退職年金」、「職務障害年金」、「職務遺族年金」の３種類があります。
財政運営は積立方式、給付設計については、キャッシュバランス方式を採用しています。

福祉事業（福利厚生）

保健事業

特定健康診査・特定保健指導、ヘルスケアポイント、人間ドック利用費用補助事業、メンタルヘルス等相談事業、郵送検診、出産祝品等の贈呈、各種割引事業などを行っています。

医療事業

直営の医療施設として、東京臨海病院を運営し、加入者及び被扶養者に高度で適切な医療を提供しています。

宿泊事業

全国にホテル「ガーデンパレス」（札幌・仙台・東京・名古屋・京都・大阪・広島・福岡）を８か所、宿泊所・保養所（箱根・湯河原・葉山・鎌倉・金沢・軽井沢・志賀高原・京都）を８か所運営しています。

積立貯金事業

加入者の毎月の給与や賞与から貯金を受け入れ、安全に運用することで、有利な利率（※）で還元しています。
※年利　0.25%（半年複利）
　金融情勢の変動等により変更する場合があります。

積立共済年金事業

拠出型企業年金保険制度で、在職中に積み立てた積立金を原資として退職後に年金や一時金等の給付が受け取れます。
税制適格コース（個人年金保険料控除の対象）と自由選択コース（一般の生命保険料控除の対象）があります。

共済定期保険事業

スケールメリットをいかした保険料で、在職中に死亡した場合や高度障害となった場合に保険金が給付されます。
１年更新の団体保険制度で、個人加入コースと学校加入コースがあります。

生涯生活設計の支援事業

教職員生涯福祉財団と共催で、退職後を含めた生活設計に必要な知識や情報を提供するセミナーを開催しています。
また、通信研修・講座等の割引斡旋を行っています。

貸付事業

（本誌15頁参照）

一般、教育、結婚、災害、医療・介護、住宅貸付の６種類の加入者貸付が利用できます。
加入者貸付は、貸付金の送金から償還金の払い込みまで、所属校を通じて行います。

福祉事業の詳細は、「私学共済ブック2019〔保健・宿泊編〕」をご覧ください。なお、2020・2021年版は５月下旬に「レター」春号と一緒に送付します。
私学共済ホームページ〔加入者用ページ▶私学共済制度の刊行物〕でも閲覧できます。

共済業務に関する電話での相談サービス

広報相談センター相談班とガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課では、オンライン情報を基に、共済業務にかかる各種相談を受け付けている他、年金の試算や証明書の交付なども行っています。

受付時間：月～金曜日
（年末年始及び祝日を除きます）
9:00～17:15

広報相談センター相談班		☎03(3813)5321（代表）
共済業務課（直通）	札幌ガーデンパレス	☎011(222)6234
	仙台ガーデンパレス	☎022(299)6231
	名古屋ガーデンパレス	☎052(957)1388
	大阪ガーデンパレス	☎06(6393)9701
	広島ガーデンパレス	☎082(262)1134
	福岡ガーデンパレス	☎092(752)0651

※電話番号をお間違えのないようにお願いします。

※各事業の詳細は、私学共済ホームページをご覧ください。 https://www.shigakukyosai.jp/

新しく私学共済事務担当者となる皆さんへ

私学共済制度のあらまし

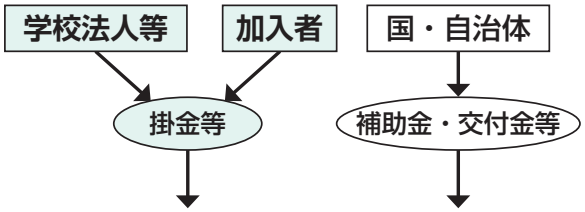

私学共済制度は社会保障制度の一つです

私立学校に勤務する教職員（一部を除きます）は、私立学校教職員共済法により私学共済制度の加入者になります。自分の意思で加入したり、脱退したりすることはできません。
私学共済制度の財源は、学校法人等と加入者が負担する掛金等と国等からの補助金等で成り立っています。

私学共済制度の三つの事業

短期給付事業（健康保険）

加入者と被扶養者の病気・ケガ・結婚・出産・死亡・休業や災害などに対して給付されます。
＊民間企業に勤務している人が加入する「健康保険」に相当するものです。

年金等給付事業

加入者が一定の年齢に達したときや退職したとき・障害の状態になったとき・死亡したときに、加入者や遺族の生活の安定のために年金や一時金が給付されます。

福祉事業（福利厚生）

「日常生活をより豊かに、より健康に」をテーマに、八つの福祉事業を行っています。

短期給付事業（健康保険）

医療機関等を受診したときの一般的な例

医療費のすべてを加入者・被扶養者が自己負担するのではなく、７割は私学事業団が医療機関等に支払います。
このことを **療養の給付** といいます（現物給付）。

医療機関等の窓口で加入者証等を提示することにより、原則３割が自己負担となります。

医療機関等の窓口負担が一定額以上になったときは、高額療養費・一部負担金払戻金などが支給されます。自動払いのため、**手続きは必要ありません。**

手続きが必要な主な給付（現金で給付されます）

●病気になったとき

療　養　費
家族療養費
やむを得ない理由により加入者証等を使えず、一旦医療費の全額を立て替え払いしたとき

移　送　費
家族移送費
転院等の際、症状が重いため緊急やむを得ず、医師の指示で寝台自動車等を利用したとき

●休業し報酬が減額又は無給となったとき

傷病手当金
職務以外の病気やケガにより休業したとき

出産手当金
出産により休業したとき

休業手当金
家族の病気やケガなどにより休業したとき

●結婚したとき

結婚手当金

●出産したとき

出　産　費
家族出産費
※直接支払制度を利用しなかったときは請求が必要です。

●死亡したとき

埋　葬　料
家族埋葬料

●災害にあったとき

災害見舞金
水震火災やその他の非常災害により住居や家財に損害を受けたとき

弔　慰　金
家族弔慰金
水震火災やその他の非常災害により死亡したとき

短期給付・年金等給付の詳細は、「私学共済ブック2019〔給付編〕」（隔年発行）をご覧ください。
私学共済ホームページ〔加入者用ページ▶私学共済制度の刊行物〕でも閲覧できます。

お問い合わせの際には

私学事業団では、私学共済制度に加入する際、所属学校単位に加入者番号を付番しています。
私学共済制度に関するお問い合わせの際には、学校記号番号又は加入者番号を伝えてくださるよう、ご協力をお願いします。

加入者証の記号・番号の例

記号 １１　Ａ　９９９９　番号 ９９９９９
（１１：県コード、Ａ：学種、９９９９：学校番号、９９９９９：個人番号）
学校記号番号
加入者番号

私学事業団ホームページ　https://www.shigaku.go.jp/
助成業務　https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm
共済業務　https://www.shigakukyosai.jp/（私学共済ホームページ）

共済業務

共済事業本部
〒113－8441　東京都文京区湯島1-7-5
☎03（3813）5321（代表）
電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

共済事業本部へのお問い合わせが多い時期のため、電話がつながりにくい状態となっています。特に月曜日の午前中は大変混雑しております。また、連休明けも混雑が予想されます。ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。お問い合わせは、お近くのガーデンパレス共済業務課も利用してください（本誌16頁参照）。

積立貯金の前期募集が始まります
前期申出期間　4月27日（月）～5月25日（月）

積立貯金の新規申し込み、既加入者の積立金額変更及び中断している積立貯金の復活を希望する場合は、申出期間内に手続きをしてください。

なお、積立貯金のパンフレットは３月25日（水）に単独発送しました。追加でパンフレットが必要な場合は福祉部保健課まで連絡してください。また、私学共済ホームページ〔福祉事業▶積立貯金〕にも掲載しています。

◆制度のあらまし

- **利率　年利0.25%**（半年複利。利率は、金融情勢の変動等により変更する場合があります）
- **積立金額単位**　1,000円単位
- **積み立て方法**　（②のみの積み立てはできません）
  ①定時積立金　毎月の給与から積み立て
  ②臨時積立金　年３回、夏期・冬期・春期の賞与等から積み立て
- **今回の申し込みによる積み立て開始時期**
  ６月の給与から〔払込期限は７月10日（金）〕

◆申し込み方法（所定の用紙で申し込んでください）

- **新規加入**　「貯金加入申込書」
- **積立金額の変更**　「積立金変更申込書」
- **積立貯金の復活**　「積立中断・復活届書」

私学共済事務担当者は、加入者から提出された書類を学校単位で一括して「貯金関係書類送付内訳書」を添付のうえ、申出期間内に提出してください。

◆送付先（積立貯金書類専用）

〒101-8709　日本郵便（株）神田郵便局私書箱第103号
私学事業団共済事業本部　福祉部保健課貯金係

無効の加入者証等の回収と返納のお願い

加入者が資格喪失したときや、被扶養者の取り消しをしたときは、無効となった加入者証や加入者被扶養者証等を必ず返納してください。任意継続加入者となるときも、任意継続加入者用の加入者証・加入者被扶養者証等を新たに交付するため、在職中に使用していた加入者証等を回収のうえ返納してください。

返納された加入者証等は、機械で読み取り作業をします。切断したり、テープで用紙へ貼り付けたりしないでください。返納の際、提出済みの報告書等の写しや返納理由書の添付は不要です。　**【業務部資格課】**

被扶養者の要件の再確認を！

被扶養者として認定されている人が、就職して健康保険に加入したとき、アルバイトなどで収入が増加したとき、又は同居を要件とする被扶養者が別居したときなど、被扶養者の要件を欠いたときは、速やかに**「被扶養者取消申請書DL」を提出してください。**

被扶養者の再審査等で、以前から被扶養者の要件を欠いていることが判明すると、要件を欠いた時点に遡って被扶養者の取り消しとなり、その間に受けた保険診療費などは返還していただくことになります。

４月は被扶養者の状況も変動することが多い時期です。要件を満たしているか再確認し、手続きが遅れることがないよう注意してください。

【業務部　資格課】

4月の共済業務スケジュール

２日（木）	貸付　送金
６日（月）	貸付　３月分定期償還期限
10日（金）	貯金　払込期限（必着）
15日（水）	貸付　5月7日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日（月）	貯金　送金
22日（水）	貸付　送金
24日（金）	貯金　払戻・解約請求締め切り 積立共済年金　脱退申出等締め切り
28日（火）	掛金等　３月分掛金等口座振替（自振校のみ） 貸付　４月分定期償還口座振替（自振校のみ）
30日（木）	掛金等　３月分納期限 貸付　５月22日送金分申込締め切り

5月の共済業務スケジュール

６日（水）	貸付　４月分定期償還期限
７日（木）	貸付　送金
８日（金）	貯金　払込期限（必着）
15日（金）	貸付　6月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

（「月報私学」はホームページにも掲載しています）

新型コロナウイルス関連の情報

新型コロナウイルス関連の情報は、助成事業、共済業務それぞれのホームページに随時掲載しますので、業務ごとにご確認ください。

私学事業団ホームページ　https://www.shigaku.go.jp/
- 助成業務　https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm
- 共済業務　https://www.shigakukyosai.jp/（私学共済ホームページ）

令和２年度　日本私立学校振興・共済事業団職員募集

私学事業団では、下記のとおり令和２年度職員採用試験を行いますので、関係者へご案内ください。
受験手続き、その他詳細については私学事業団ホームページ〔採用・募集情報〕にてご確認ください。

- **受験資格**…平成３年４月２日以降生まれの者で学校教育法による大学の学部を卒業（又は大学院の修士課程を修了）した者、もしくは令和３年３月までに卒業（又は修了）見込みの者又は本事業団がこれらと同等と認めた者。
- **採用予定人数**…５名程度
- **採用予定年月日**…令和３年４月１日（既卒者は令和２年度中に採用の場合あり）
- **受験申込期間**
  令和２年４月３日（金）～５月７日（木）
- **第一次試験（教養・作文）**
  令和２年６月28日（日）
  会場　東京大学教養学部駒場キャンパス
- **第二次試験（第一次試験合格者に対する面接等）**
  令和２年７月（予定）

【問い合わせ先】
総務部 人事課
☎03（3230）7884、03（3813）9518
Ｅメール　jinji@shigaku.go.jp

助成業務

私学振興事業本部
〒102－8145
東京都千代田区富士見1-10-12
☎03（3230）1321（代表）

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご確認ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的に確認してください。

４月は、「令和元年度私立大学等経常費補助金に係る申請内容の確定報告について」、「私立大学等経常費補助金説明会について」等を掲載する予定です。

【助成部　補助金課】
☎03（3230）7300~7314
Ｅメール　hojokin@shigaku.go.jp

会計処理等のご質問・ご相談を承っています

私学経営情報センターでは、会計処理をはじめ、私学経営全般にわたる事項についてご質問、ご相談を承っています。ぜひご利用ください。

【私学経営情報センター　私学情報室】
☎03（3230）7846~7848
Ｅメール　center@shigaku.go.jp

経営相談のご案内

私立学校の経営の改善及び安定に寄与するため、経営相談を実施しています。

学園の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスします。

【相談内容の例】
①経営改善計画の作成支援
②管理運営、組織の活性化
③教育条件の比較・分析
④財務の分析・比較
⑤学生生徒等の確保
⑥人事政策・人件費の見直し
⑦収入の確保、経費の節減
⑧その他の課題
⑨専門家を活用した相談

【経営相談の申込書等について】
◆大学・短期大学・高等専門学校法人
　３月16日に電子窓口に掲載
◆高等学校・中等教育学校法人
　３月16日に理事長宛てに送付

令和２年度において経営相談を希望される場合には、必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。

◎申込締め切り日：令和２年４月20日（月）

【私学経営情報センター　経営支援室】
☎03（3230）7826・7828
Ｅメール　shien@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

加入者の予約は公式ホームページ
予約が断然お得です！

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT 札幌カーテンパレス

〒060-0001　札幌市中央区北1条西6丁目　☎011（261）5311（代表）
JR「札幌」駅南口から徒歩７分。地下鉄「大通」駅下車、徒歩５分。札幌駅前通地下歩行空間６番出口から徒歩３分
https://www.hotelgp-sapporo.com/

春のファミリー＆グループプラン

北海道の春はすぐそこに！爽やかな北の大地に遊びにきませんか。

１泊朝食付
デラックスツインルーム（２名１室／１名様）　5,650円～
トリプルルーム（３名１室／１名様）　4,650円～

取扱期間：令和２年４月１日～５月31日
（５月２日～５日は１名当たり1,000円の割増となります。）
特典：小学生以下のお子様にはキッズアメニティをプレゼント
※アーリーチェックインは13時からできます。

北海道庁　桜

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT 大阪カーテンパレス

〒532-0004　大阪市淀川区西宮原1-3-35　☎06（6396）6211（代表）
JR「新大阪」駅北口から徒歩10分 ※無料シャトルバスあり
https://www.hotelgp-osaka.com/

1泊2食温泉チケット付とくとくプラン

万博記念公園では昨年にリニューアルされた平和のバラ園でバラが見頃を迎えます。バラの香りに包まれた春風を感じつつ、都市型温泉「ひなたの湯」で癒されませんか。

１泊２食
シングルルーム（１名１室／１名様）　11,800円
ツインルーム（２名１室／１名様）　11,800円

取扱期間：通年（年末年始を除きます）
※温泉入浴券と旬の素材をいかした夕食「季節御膳」と朝食をセットにしたプランです。

万博記念公園　平和のバラ園

融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業（耐震改築）や、防災（耐震）機能強化の補助金対象となった改修事業（耐震改修）に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、国の利子助成が受けられます。
利子助成は二つのパターンがあります。

〔イメージ図：返済期間20年の場合〕

パターン①

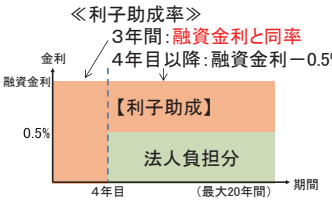

パターン②

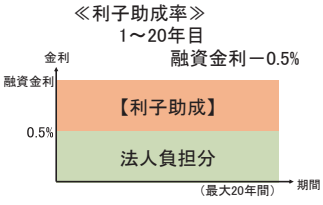

※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の４年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
※返済期間が20年を超える場合の利子助成率はイメージ図と異なります。詳しくはお問い合わせください。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■主な事業と融資金利（令和２年３月現在）

主な事業内容	返済期間（据置年数含む）			
	30年以内	20年以内	10年以内	６年以内
校（園）舎などの建築・用地取得	年％ 0.70	年％ 0.40	年％ 0.303	年％ 0.402
寄宿舎などの建築・用地取得	0.80	0.50	0.403	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.303	（5.5年以内） 0.302

※返済期間が30年以内（21年以上）の融資は、１貸付契約当たりの融資額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建築については、対象となりません。
※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
融資部融資課　☎03（3230）7862～7868
Eメール　yushi@shigaku.go.jp

月報私学　４月号（VOL.268）令和2年4月1日発行
編集・発行　日本私立学校振興・共済事業団　〒102-8145　東京都千代田区富士見1-10-12　☎03（3230）7809～7811（企画室）

（禁無断転載）